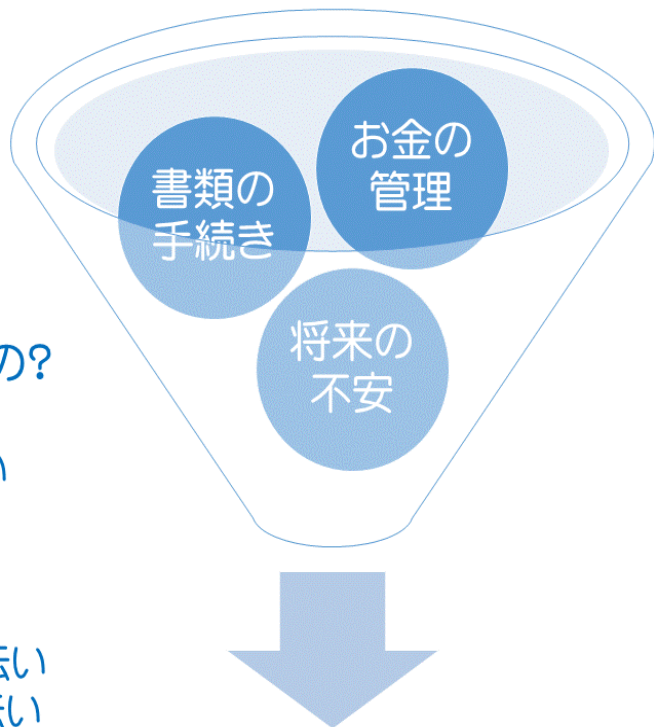


成年後見制度

●成年後見制度とは
認知症や障がい等で、判断能力が不十分な人に対し財産や尊厳を損なわないよう支援する制度です。

●どんなことをしてくれるの？

- ・自宅や不動産の管理
- ・老人ホーム利用等の手伝い
- ・入院の手続きの手伝い
- ・定期的な訪問や見守り
- ・不利益な契約の取り消し
- ・通帳の保管や支払いの手伝い
- ・書類の確認と手続きの手伝い



成年後見制度を利用すると
成年後見人等が支援してくれます。

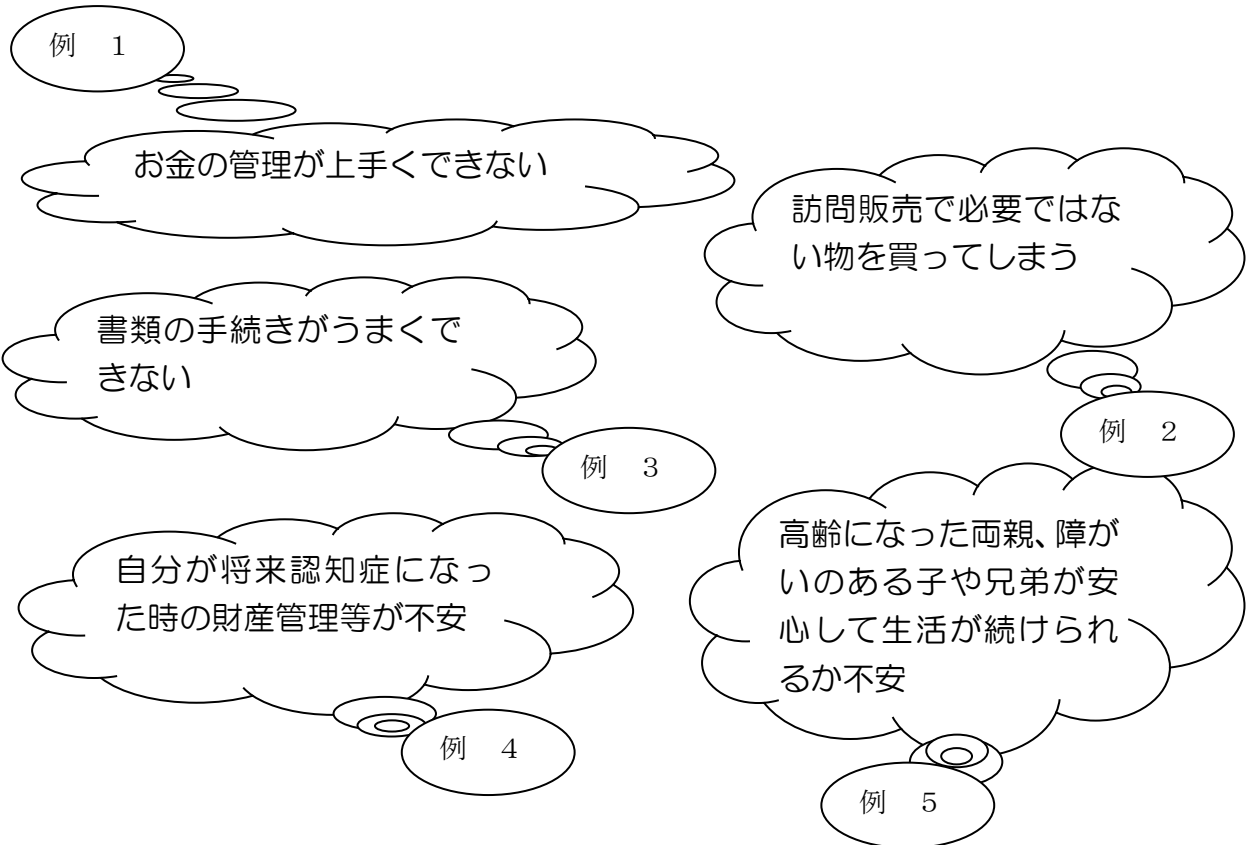


佐世保市
SASEBO CITY

目次

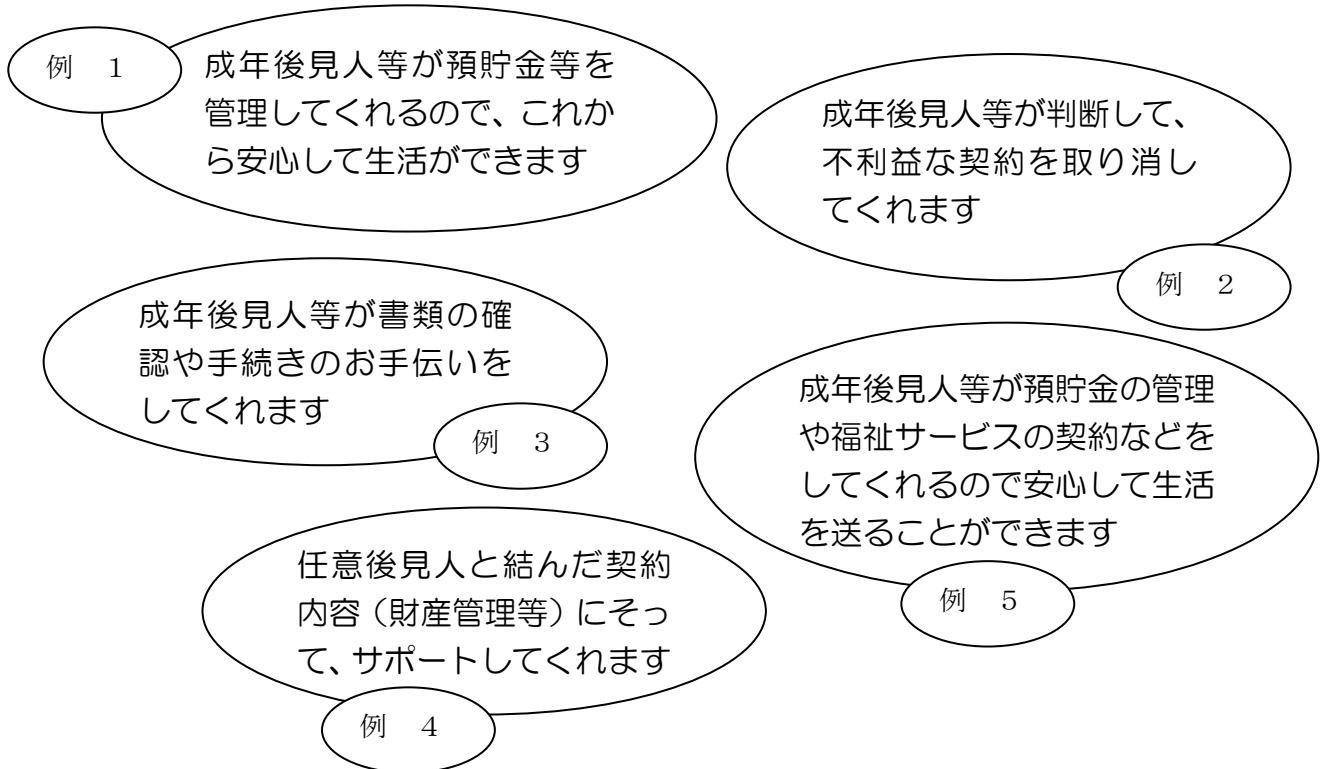
1. 認知症や障がいにより次のような心配ごと、困りごとありませんか？ - 1 -
2. 成年後見制度とはどのような制度？ - 2 -
3. どんなことをしてくれるの？ - 2 -
4. 成年後見人等は何でもしてくれるの？ - 2 -
5. 法定後見制度を利用するためには？ - 3 -
6. 申立て費用や成年後見人等の報酬を支払うことができない人は？ - 3 -
7. 任意後見制度を利用するためには？ - 4 -
8. 成年後見制度についての相談・お問い合わせ先 - 5 -

1. 認知症や障がいにより次のような心配ごと、困りごとありませんか？



これらの心配ごと、困りごとを解消してくれるのが、**成年後見制度**です

成年後見制度を利用すると…



2. 成年後見制度とはどのような制度？

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が安心して日常生活を送れるよう法的にさまざまな支援を行う制度です。自己決定を大事にしながら、ご本人の権利を守ります。

成年後見制度は、すでに判断能力が不十分な方が利用する**法定後見制度**と将来、判断能力が不十分となったときに備える**任意後見制度**の2種類があります。ご本人の判断能力によって利用できる制度が異なります。

3. どんなことをしてくれるの？

成年後見人等によって次の支援を受けることができます。

- 定期的な訪問や見守り
- 不利益な契約の取り消し
- 通帳の保管や支払いのお手伝い
- 書類の確認と手続きのお手伝い
- 自宅や不動産の管理
- 入院、施設入所などの手続きや契約のお手伝い
- 介護・福祉サービス利用などの手続きや契約のお手伝い

4. 成年後見人等は何でもしてくれるの？

成年後見人等は、何でも本人の代わりにできる人ではありません。できないことが起こった場合には、本人や家族、手伝ってくれる方に協力をお願いすることがあります。成年後見人等が就いたから、家族等の役割がなくなってしまうことはありません。

<成年後見人等ができないこと>

【医療同意】

- 手術などの医療行為に同意すること

【身元引受・保証】

- 身元引受人や身元保証人になること

【施設等への入所の強制】

- 本人の住む場所を指定すること

【身分上の行為】

- 結婚、離婚、養子縁組、遺言などを本人に代わって行うこと

【実際の家事や介護】

- 食事、入浴、着替えなどの介助や、炊事、洗濯、掃除などを行うこと

5. 法定後見制度を利用するためには？家庭裁判所への申立て手続きが必要です

①相談

地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、佐世保市役所長寿社会課・障がい福祉課、家庭裁判所などに相談してみましょう。

②書類の準備

<書類>

- ・申立書
- ・本人の戸籍謄本、住民票
- ・登記されていないことの証明書
- ・医師の診断書（成年後見用）
- ・財産についての資料 など

<費用>

戸籍謄本や医師の診断書、申立てにかかる印紙や切手代が2～3万円程度その他、鑑定が必要な場合にはプラス5～10万円ほどかかります。

※書類の準備を弁護士や司法書士に依頼することもできます。その場合は、上記以外に費用がかかります。

③家庭裁判所に申立て

書類と申立てにかかる印紙や切手を準備したら、家庭裁判所に申立てをします（提出します）。

原則として、制度を利用する本人の「住居地」を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

<申立てができる人>

- ・本人
- ・配偶者
- ・4親等内の親族
- ・市区町村長

など

④成年後見人等の決定

家庭裁判所がご本人の状態、生活状況に合った支援者（成年後見人等）を選びます。

成年後見人等には、親族・市民後見人（専門的な講座を受けた市民）・専門家（社会福祉士等）等が選ばれます。

成年後見人等へは報酬が発生する場合があります。その場合の報酬額は家庭裁判所が決定します。

6. 申立て費用や成年後見人等の報酬を支払うことができない人は？

佐世保市では、成年後見制度を利用したいが、申立て費用や成年後見人等の報酬を支払うことができない方のために助成制度を整えております。助成対象となる方には、要件がありますので、詳細につきましては、佐世保市役所 長寿社会課・障がい福祉課へご確認ください。

7. 任意後見制度を利用するためには？ 公証役場で公正証書による契約が必要です

①相談

地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、佐世保市役所長寿社会課・障がい福祉課、公証役場などに相談してみましょう。

②契約の準備と任意後見契約

任意後見をお願いする人（任意後見受任者）をご本人が決めます。任意後見受任者と話し合い、依頼しておきたい支援内容や報酬を決定します。支援内容の決定後、公証人が作成する公正証書で契約を交わします。

<書類>

- 本人の戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書
- 任意後見受任者の住民票、印鑑登録証明書
- 必要に応じて診断書や財産目録 など

<費用>

- 公正証書作成の基本手数料
(11,000円)
- 登記嘱託手数料(1,400円)
- 登記所納付の印紙代(2,600円)
- その他、証書代や切手代 など

③家庭裁判所に申立て

ご本人の判断能力が低下したら家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てます。

<申立てができる人>

- 本人
- 配偶者
- 4親等内の親族
- 任意後見受任者

<費用>

- 収入印紙
- 郵便切手(3,220円)
- 登記所納付の印紙代
- その他、証書代 など

④後見開始

家庭裁判所が任意後見監督人を選び、契約内容に基づいて、任意後見人がご本人への支援を開始します。

※任意後見監督人とは？

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するのが、任意後見監督人です。

任意後見監督人は、本人の資産やその他の事情によって報酬が発生する場合があります。

8. 成年後見制度についての相談・お問い合わせ先

	名称	連絡先・受付日時	住所	
高齢者・障がいがある方の共通相談窓口	家庭裁判所 佐世保支部	0956-22-9176 平日 午前：8時30分～11時30分 午後：1時～4時30分	光月町9-4	
	佐世保公証役場	0956-22-6081（※相談は電話要予約） 平日 午前：9時～11時30分 午後：1時～4時30分	松浦町5-13グリーンビル1階	
	法テラス 佐世保法律事務所	050-3383-5516 平日 午前：9時～12時 午後：1時～5時	島瀬町4-19 バードハウジングビル402	
	成年後見センター リーガルサポート長崎支部	095-823-4710 平日 午前9時～午後4時	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館本館6階	
	長崎県弁護士会 佐世保支部	0956-22-9404 ○高齢者のための電話相談 毎週木曜日 午前10時～午後4時	島瀬町4-12 シティヒルズカズバ2階	
	佐世保市社会福祉協議会	0956-22-1020 平日 午前8時30分～午後5時15分	八幡町6-1	
高齢者の相談窓口	佐世保市役所 長寿社会課	0956-24-1111（代表） 平日 午前8時30分～午後5時15分	高砂町5-1 すこやかプラザ3階（長寿社会課）	
	地域包括支援センター	早岐	0956-26-5800 月～土曜日 午前9時～午後6時	権常寺一丁目4-10 メイノスビル3階
		日宇	0956-33-1700 月～土曜日 午前9時～午後6時	日宇町2606
		山澄	0956-59-7671 月～土曜日 午前9時～午後6時	潮見町11-22
		中部	0956-59-7111 月～土曜日 午前9時～午後6時	上京町4-4 永田ビル5階
		清水	0956-59-7770 月～土曜日 午前9時～午後6時	相生町1-3
		大野	0956-59-7758 月～土曜日 午前9時～午後6時	瀬戸越四丁目1298-4
		相浦	0956-59-7003 月～土曜日 午前9時～午後6時	木宮町3-19
		吉井	0956-66-8838 月～土曜日 午前9時～午後6時	江迎町田ノ元15-5
宇久	0959-57-3450 月～土曜日 午前9時～午後6時	宇久町平2578		
障がいがある方の相談窓口	佐世保市役所 障がい福祉課	0956-24-1111（代表） 平日 午前8時30分～午後5時15分	高砂町5-1 すこやかプラザ1階（障がい福祉課）	
	相談支援事業所	野の花	0956-46-0123 毎日 午前8時40分～午後5時20分	柚木町1279番地1
		ふれんず	0956-23-5389 毎日 午前10時～午後6時30分	常盤町8番8号 富士ビル4階
		のぞみ	0956-76-8380 毎日 午前9時～午後6時	権常寺町1108-6
		えくぼ	0956-22-0488 平日 午前8時30分～午後5時15分	八幡町3番2号